



生活環境課：0869-22-1899
リサイクルプラザ・ふく：0869-22-3707
開館日 月・水・金・土
開館時間 9:00~16:00

リサイクル追跡シリーズ第三弾！

『古紙』の旅

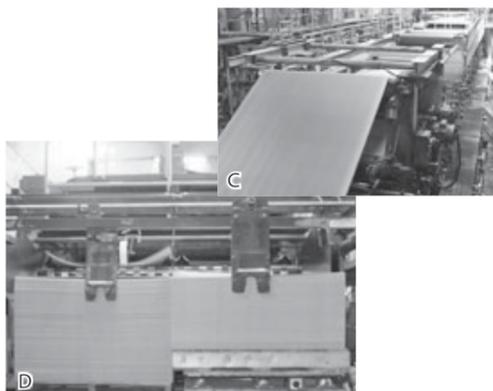
今回は、昨年の11月から開始したごみステーションでの古紙定期回収について、回収された古紙がどのような流れでリサイクルされているのか取材してきました。

市では、古紙を、新聞紙、



A 分別された古紙 / B 溶かされる古紙

- ①家庭から出た古紙は、種類ごとに分別してごみステーションに出されます(写真A)。
- ②ごみステーションから回収された古紙は、製紙会社に引き渡されます。
- ③製紙会社の工場で、古紙を溶かして紙の原料を作ります。この過程で不純物は取り除かれます(写真B)。
- ④③でできた原料を何層にも



C 原料を圧着する機械 / D でき上がった再生紙

重ねて圧着し、乾燥させ水分を取り除きます(写真C)。

⑤裁断し、大きさをそろえたものが再生紙として販売されます(写真D)。

このようにしてできた再生紙は、皆さんの手元に返ってきます。不要になった古紙は、燃えるごみとして出すのではなく、資源として再利用するため、きちんと分別をしましょう。

また、再生紙を作る過程で、次のようなものが混ざっていると、品質に大きく影響してしまいます。特にぎつ紙を回収する場合には、次のようなものが混入しないように注意してください。

場合

- ②車道は左側を通行
自転車は、車道の左側部分の左側端を通行しなければなりません。ただし、路側帯を通行する場合には、車道の右側部分を通行することができませんが、すぐに徐行に移ることができるような速さで通行するなど、歩行者の通行を妨げないように注意しなければなりません。
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
やむを得ず歩道を通行する場合には、歩行者を優先し、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して進行しなければなりません。
- ④安全ルールを守る
運転する際には、次の交通ルールを守りましょう。
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - ・運転中の携帯電話・傘さし運転の禁止
- ⑤子どもはヘルメットを着用



安全通信

警察安全情報

守ろう！ 自転車の交通ルール

自転車は、児童・幼児から高齢者まで幅広い層に利用されています。

自転車に関連した交通事故は、人身交通事故の約2割を占めており、また、自転車の交通ルール・マナー違反に対する批判の声は後を絶ちません。自転車も自動車と同じ車両の仲間です。

次の「岡山県自転車安全利用5則」を守って安全な運転を心掛け、交通事故の加害者にも被害者にもならないようにしましょう。

【岡山県自転車安全利用5則】

①自転車は、車道が原則、歩道は例外
自転車は、原則として車道



を通行しなければなりません。しかし、次の場合には、例外的に歩道を通行することが認められています。

- ・道路標識や道路標示によって歩道を通行できることとされている場合
- ・13歳未満の子どもや、70歳以上の高齢者、車道通行に支障がある身体障害者が運転する場合
- ・車道や交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ない

家族で見直そう わが家の防火対策

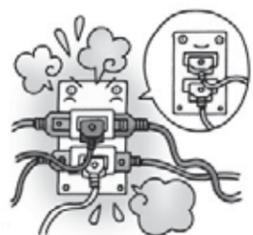
瀬戸内警察署

全国では、年間5万件以上の火災が発生しており、その半数以上を建物火災が占めています。住宅火災による死者は、建物火災による死者数の約9割に上り、そのうち約6割が65歳以上の高齢者です。

住宅防火を行うためには、家族全員の心掛けと日々の実践が大切です。

【防火対策①たばこ】

たばこの火は700℃、800℃の高温です。火を消



【防火対策②ストーブ】

カーテンや洗濯物がストーブに触れて火災になることがあります。カーテンや家具など燃えやすい物の近くで使用しないようにしましょう。

【防火対策③ガスコンロ】

台所での火災原因で最も多いのがガスコンロです。電話や来客などで調理中に台所を離れるときには、必ず火を消しましょう。

【防火対策④電気器具】

電気器具のコンセントは、ほこりがたまり、発熱して火災の原因になることがあります。見えない場所も定期的に掃除をしましょう。コンセントのたこ足配線も発熱の原因となるのでやめましょう。

【防火対策⑤住宅用火災警報器】

住宅用火災警報器を設置して、大切な家族を火災から守りましょう。

■問い合わせ先

消防本部予防課

あなたが主役！ ごみダイエット瀬戸内

市では、資源ごみ回収推進団体を対象として、古紙類と繊維類(古布)の回収量に応じて報奨金を交付しています(1kgあたり10円)。

資源ごみ回収推進団体とは、市に登録し、4月から翌年3月までに、2回以上資源物回収を実施している団体です。登録できるのは、PTA、子ども会、老人クラブ、コミュニティ組織(自治会)などの営利を目的としない市民団体です。

今回の「ごみダイエット通信」では、来年度登録を予定している団体向けの説明会の日程などを紹介しています。本紙に折り込みの緑色のチラシをぜひご覧ください。

実施団体に市から交付される

■問い合わせ先

生活環境課

ごみ減量速報

単位：グラム

地域	23年10~12月	22年10~12月	達成度
牛窓	774	738	×
邑久	838	811	×
長船	677	639	×

※数値は、1人1日あたりのごみ排出量の3カ月平均値です。
※達成度は、減量率5%以上を◎、0~5%を○、減量できなかった場合を×で表しています。